

平成 18 年 7 月 21 日

各位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)

問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
取締役専務執行役員 佐藤 光男
TEL : 03-3435-3285

投資信託委託業者に対する行政処分に関するお知らせ

オリックス不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるオリックス・アセットマネジメント株式会社(以下「OAM」といいます。)は、平成18年7月21日に金融庁より、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「法」といいます。)第42条第1項第1号イに基づく業務停止命令(3ヶ月間、新たな資産運用委託契約の締結を禁止するもの)および法第40条第1項に基づく業務改善命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような処分を受けましたことにつきまして、関係各方面の皆様にご心よりお詫び申し上げます。OAMでは今回の行政処分を厳粛に受け止め、違反行為の再発を防止するため、法令遵守の徹底と内部管理態勢の構築・整備に取り組んでまいります。

記

1. 処分の内容

- (1) 業務停止命令:平成18年7月24日から平成18年10月23日まで3ヶ月の新たな資産運用委託契約の締結禁止(法第42条第1項第1号イ)

処分の発令の日の翌営業日から3ヶ月の間、新たに他の不動産投資法人や投資信託の資産運用を受託することを禁じるものです。

なお、本投資法人と現在締結している資産運用委託契約に基づき、本投資法人を代理して行う資産の取得・譲渡、管理運営などの本投資法人にかかる資産運用業務は、上記業務停止命令の対象とはなっておりませんので、本投資法人の資産運用業務の遂行に特段の影響があるものではありません。

- (2) 業務改善命令(法第40条第1項)

投資信託委託業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制および内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。

特に、投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、関係法令等の遵守状況を確認するための十分な現物調査の実施や、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うための鑑定評価会社への資料提供等が適切に行われているか等についてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。

投資法人の機関運営事務受託にあたり、法定等遵守の観点から適切な業務執行体制を構築すること。

今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。

上記 から に関する業務改善計画を平成18年8月21日(月)までに書面で提出し、直ちに実行すること。

2. 処分を受けた日

平成 18 年 7 月 21 日

3. 処分の理由

(1) 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反

OAMは、本投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている資産の運用において、平成 13 年 12 月から同 18 年 3 月までの間につき、本投資法人の運用資産に組み入れる不動産の取得時等に本来行うべき審査等の業務を適切に行っておらず、かかる行為は本投資法人に対する善管注意義務を定める法第 34 条の 2 第 2 項に違反するというもの。

(2) 一般事務受託者としての善管注意義務違反

OAMは、一般事務受託者として本投資法人に対して行っていた機関運營業務において、平成 13 年 9 月から同 18 年 2 月までの間に開催したとする本投資法人の役員会 130 回のうち 88 回については、役員会構成員である執行役員および監督役員 3 名の招集事実がなく、開催の都度、OAM役職員が本投資法人の各役員に対して事前に議事録案の送付または説明をし、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載した議事録に捺印を求めるといふ、いわゆる持ち廻りを行っていた。当社が、こうした機関運營業務を行っていたことから、本投資法人の執行役員および監督役員は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、このような持ち廻り方式により承認を行っていた。上記のとおり、OAMは、本投資法人から一般事務受託者として機関運營業務の委託を受けていたにもかかわらず、善良なる管理者として当該業務を行わず、本投資法人の執行役員および監督役員がかかる事務運営に漫然と従ったため、投資法人の役員会という重要な意思決定機関が適切に運営されない状態が継続した。OAMのかかる行為は、本投資法人に対する善管注意義務を定める平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 112 条第 2 項に違反するというもの。

4. 今後の対応・見直し等

OAMでは、今般の事態を極めて重大に受け止め、金融庁よりご指摘を受けた点の改善と再発を防止するため、現在、組織の改編と増員を含めた内部管理態勢等の抜本的な見直しを行っております。今後、具体的な業務改善計画がまとまり次第、お知らせいたします。また、OAMでは、代表取締役社長市川洋の辞任の意向を受けて以下の取締役の役職の異動を検討しており、8 月 10 日に開催される取締役会において決議される予定です。

(現行)

取締役会長	牟田興一郎
代表取締役社長	市川洋
取締役専務執行役員	佐藤光男
取締役	山下鉄也

(異動後)

代表取締役社長	佐藤光男
取締役	牟田興一郎
取締役	山下鉄也

なお、代表取締役社長市川洋は取締役辞任後OAMの顧問に就任する予定です。

また、現時点における本投資法人の運用状況の予想に修正はございません。

OAMでは以上の取組みを含め、全力で投資信託委託業者としての信頼の回復に努めてまいります。

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会